

平成18年度の小城市改革プランの取り組み状況

1 市民ニーズに柔軟に対応できる業務処理体制の構築

1 - 1 簡素で効率的な行政運営

行政事務の効率化・迅速化

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	市の許認可事業等の情報共有化	情報の共有化により、事業実施、許認可にかかる決裁方法の改善を図ります。	各課に分散して同時並行に意見聴取を行い時間短縮を図った。	建築確認等情報の共有化、決済事務の迅速化
2	行政関与のあり方に関する基準の策定	行政の担うべき範囲や行政関与のあり方についての基本的事項を定めた基準を策定し、限られた行政資源（予算・人員）の有効活用を進める際の指針として活用します。	先進事例の調査・研究、協働状況の実態調査を実施。	
3	各課年間事業の情報の共有化	年度内の予定を計画したら、部・他課間でいつ、どこで、何の事業が実施されているのか把握できるよう情報の共有化を行います。	グループウェアに全庁内行事予定機能を整備。	18年9月から実施
4	総合健診の日程変更	受診行動から相互に行きやすい小城と三日月、牛津と芦刈の健診を続けて実施し、2町ずつまとめて通知を発送します。	4月に小城町、5月に三日月町、7月に牛津町・芦刈町の日程で健診を続けて実施。広報や個人通知の中にそれぞれ2町分の日程表を同封し、受診日等のPRを実施。また、小城と三日月、牛津と芦刈の個人通知を同日発送し、郵便料の区域内割引を活用。	18年度郵送料198千円削減
5	市民相談窓口の設置	市民相談窓口(係又は室)を設置します。	行政相談、人権相談、心配ごと相談を第1～第4火曜日に統一して開催。18年4月1日より実施。	相談件数の増加 前年比26件増
6	ファイリングシステムによる文書管理の構築	文書管理の職員研修を実施し、公文書をファイル化に切替えます。18年度総務部をモデルとして先行導入し、19年度順次各部に導入します。	文書の保存を簿冊からフォルダーに変更し、文書を細分化して保存することにより検索性を高め、文書の私物化や不要文書の氾濫を防ぎ、情報の共有化と適正管理により事務の効率化を図る。モデルブロックとして各部の庶務主管課（5課）にて先行導入。	ボックスファイリング方式 18年10月から4庁舎庶務主管課に導入
7	商工観光課の商工係と観光係の事務所の統合	係が小城庁舎と芦刈庁舎に分かれているため、事務所を統合します。	商工係と観光係を統合し商工観光係に変更、小城庁舎を事務所とする。課長決裁の問題は解決したが、部長決裁の課題がある。	18年4月1日から実施

規制緩和の推進

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	申請書類の見直し、許認可事務等の廃止・縮減の検討	施設利用申請書への押印を廃止します。その他許認可事務等で廃止・緩和ができるか検討を行います。	公民館施設使用申請書等の押印を廃止。	利用者の利便性の向上

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
2	申請に係る添付書類の見直し	市の中小企業小口資金の融資の申込の際に提出される証明書について、税務課と協議し、世帯全員の市税の完納を証明する様式を作成します。	中小企業小口資金融資用の納税証明書の作成について、税務課と協議。世帯全員の市税の完納を証明する様式を作成し商工会議所等へ通知した。	利用者の利便性の向上 事務の効率化

地方分権への対応

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	権限委譲への積極的対応	権限委譲事務検討マニュアルを策定し、費用対効果を比較する仕組みを整備するとともに事務に対応できる組織を確立します。	「森林法に関する事務」等5業務を新規で受託。	権限委譲業務数27業務。

事務・事業の広域行政の推進

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	窓口行政サービス広域化の検討	住所地以外の市町の窓口においても証明書等の交付が受けられるよう、窓口行政サービスの広域化を図ります。	広域圏自治体で将来的な展望を踏まえ、事務事業を研究する場の設置を広域連合事務局に提案。佐賀市と川副・東与賀・久保田町が合併のため、広域連合での研究は中断。	

公営企業の健全な経営

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	小城市民病院経営改革委員会の発足	専門職員が知識を活かす専門部会を発足させ、各部において分析を行い、改善策を模索していきます。	5部会で17年度の問題点の洗い出しと分析を行った。また、患者ニーズに応えるため毎週火曜日の夕方診療（自由健診、産婦人科：17時30分から19時まで）及びリラクゼーション外来（週4回）を実施。	夕方診療 リラクゼーション 外来
2	小城市民病院ホームページの作成	ホームページを立ち上げ、診療科、時間、外来担当医師等の基本的情報から、病院の取り組みや、アピールポイント、改善点等を掲載します。	18年5月ホームページ立ち上げ、市民等に院内情報の提供に努めた。	情報公開 市民サービスの向上
3	小城市民病院各種委託業者、診療材料等の見直し	定期的な見積りの収集、見積り収集後の金額交渉、材料納入業者、委託業者選択肢数の増加による業者選定の見直しを行います。	患者数の減少等にもよるが、経費削減に努め、17年度実績と比較すると診療材料費12,462,000円、委託費で17,827,000円の減額となった。	物件費 30,289千円削減
4	小城市民病院給食部門の改革	嗜好調査アンケート等を実施し、ニーズにあった対応が出来るよう努力する一方、地産地消を採用し、旬の食材の旨みを活かす調理方法を実施します。	ワークピア天山より5月に2回食材の購入を行った。安定供給ができないなどの問題もあったが、今後も地産地消の推進に努める。また、嗜好アンケート、給食レシピのデータベース化（写真保存等）により患者ニーズに対応する食の提供に努めた。	進管
5	水道事業経営の健全化	経営意識の徹底を図るとともに、財政計画を策定し、事業の健全化を図ります。	前年度に引き続き、委託料を含め節約に努めた。支出を抑え、収入の増大を図った。経常利益の安定を目指し、6月に地方公募債を購入しペイオフ対策、経営基盤の強化に努めた。	物件費 4,110千円削減 地方公募公債（5年）購入2億円 利息（1.4%）280万円

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
6	水道事業の経営改革委員会の発足	全職員が経営意識を持ち、各種経費の節減や意識改革を図る。	安定した財政基盤の確立を目指し、課内議論を実施。一層の経営改善に努め、改革等に取り組み、5ヶ年の中期経営計画を作成。	

市民協働の推進

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	全庁的な協働推進体制の整備	職員、及び市民の協働に関する知識を深め、また、市役所に各部による協働推進窓口を設置します。	7月18、19日：係長以上を対象に職員研修会開催、講師：佐賀県民協働課係長（参加者79名） 11月13、28日：まちづくり団体を対象にした研修会開催、講師：NPO法人地域交流センター理事（参加者60名）	
2	市民活動を行う団体（CSO、NPO）の育成	団体の運営方法、NPO認定に視点をいた勉強会の開催及び団体と個人のコーディネートを行います。	佐賀市を拠点とするNPOの活動等について、1月31日に学習会を開催。講師：佐賀県CSO推進機構（8団体参加）	
3	審議会等への市民参画の拡充	審議会等の設置及び運営に関する指針を策定し、公募可能な審議会等については基本的に公募を行うことを推進します。	審議会等市民公募に関する要領、小城市審議会等の設置及び運営に関する指針策定。指針に基づき委員の公募を実施。	審議会等市民公募に関する要領、小城市審議会等の設置及び運営に関する指針策定
4	男女共同参画社会の推進	計画書策定、意識啓発、審議会等への女性の登用率アップを図ります。	懇話会の提言をフォーラム形式で行い広く市民に周知した。毎月市報での啓発を実施。県推進員、小城市男女共同参画ネットワークと共に企業啓発活動を実施（7事業所）。小城市男女共同参画プラン（さくらプラン）を策定。（19年3月）	小城市男女共同参画プラン策定 審議会等女性登用率25.3% 進管
5	健康運動リーダーの育成（ボランティア）	リーダーとなる者を育成し自主グループ等の活動で気軽に運動ができる体制をつくりまします。	健康運動リーダー育成講座を実施し修了した方が「小城がばい元気会」（16人）としてボランティア活動を開始する。19年度以降ウォーキング教室等へ参加予定。	小城がばい元気会の発足

1 - 2 定員管理の適正化

定員管理適正化計画の作成

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	定員適正化計画の策定、組織機構の見直し	5年後（H22年度当初）の職員数を10%減の381人以下にすることを定員適正化の目標とし、臨時職員・嘱託職員の活用、施設の管理運営の民間委託、組織機構の見直し等により、削減を行います。	勸奨退職制度の活用により、定員適正化計画の年次別計画を上回る職員数削減を実施（退職者8人、新規採用なし）	定員適正化計画 18年1月制定 29,842千円の減 退職8人→採用なし 8人

1 - 3 給与の適正化

給与制度、運用、水準の適切な管理

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	国又は他の自治体の給与制度を調査、検討し、給与費を削減する	特殊勤務手当、役職加算額・管理職手当の見直し、退職時特別昇給の廃止、勤勉手当の見直し、及び時間外勤務手当の削減を行います。	退職者特別昇給制度の廃止 特殊勤務手当の見直し（2手当の廃止）	4役給料月額削減 条例の制定 3,314千円削減

1 - 4 行政の情報化

電子自治体の推進

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	地域情報化計画の策定	市民サービスの向上と行政事務の効率化・簡素化を図るため、地域情報化計画を策定し、地域の情報化と電子自治体を推進します。	市民アンケート及び各課ヒアリングに基づき庁内検討委員会を開催。地域情報化計画を策定。	18年4月1日から実施
2	公共施設予約システムの導入	スポーツ施設や公民館などの公共施設の照会や予約を、自宅のパソコン等から行えるようにします。	ホームページ上で公共施設の予約状況の確認及び予約ができる仕組みを構築。（26施設）しかし、利用料金の支払い方法など解決すべき課題があり、オンラインによる予約機能は稼働していない。	18年10月から実施
3	各種申請書等のダウンロードサービスの充実	小城市ホームページで各種申請書を体系的に整理し、申請書等のダウンロードサービスを行うとともに、記載例などを掲載して窓口での対応を充実させます。	ホームページから申請書等様式のダウンロードサービスを実施。11課56様式対応。	18年9月から実施
4	小城市ホームページに健（検）診問診票を掲載	小城市ホームページに健（検）診問診票のレイアウトを掲載し、市民が簡単にダウンロードできるようにします。	問診票をホームページに掲載、10月よりダウンロードサービスを開始。市で実施している基本健診や各種がん検診の問診票を掲載しているが、画面の写りが悪く、また、A4サイズに合わせて入るため字が小さくなっており、今後改善していく必要がある。	18年10月から実施

2 質の高い行政サービスの提供

2 - 1 人材育成の推進

人材育成に関する基本方針の策定

各種研修の受講による職員の資質向上

他団体での実務研修

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	小城市人材育成基本方針の策定・各種研修による職員の資質向上	職員の能力開発を効果的に推進するために、人材育成の方針を明確にした小城市人材育成基本方針に基づき「充実した職員研修」「人を育てる人事管理」「働きやすい環境づくり」を実施します。	接遇研修を年次計画で実施（75人受講）、小城市人材育成基本方針を作成。	19年3月小城市人材育成基本方針作成

自主的な研究グループ等の育成

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	自主的な研究グループ等の育成	職員が市行政について自主的に研修及び研究するためのグループの活動ができる体制の整備を行い、行政への参加意欲と職員相互の啓発、士気の高揚を図る。	職員の育成について、総務課と協議、小城市人材育成方針の中で取り組んで行くこととした。	

2 - 2 職員の意識改革

職員提案制度の導入

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	職員提案制度の導入	職員の創意工夫による提案を奨励し、広く職員から提案を求めることにより、事務能率及び政策形成能力の向上を図ります。	9月に第2回募集、執務改善提案3件・施策提案3件、賞の該当者なし 2月に第3回募集、執務改善提案4件・施策提案14件、努力賞2案（ほう賞5千円）	執務改善提案7件 自由提案17件 計24提案

多様な任用制度の導入

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	組織全体の能力を高めるため、試験制度など多様な任用制度の導入検討	昇任試験、希望降任制度、庁内公募等任用制度の導入について、調査・検討を行います。	職員研修の公募制度を導入。（1人：海外研修） 人事評価制度の構築と合わせて制度導入を検討。	海外研修（1人）

2 - 3 人事評価制度の導入

人事評価制度の導入

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	人事評価制度の構築	小城市の人事政策の構築を推進します。	人事評価制度構築の基本方針、基本構想を検討。 職員研修を実施。（259人受講）	

3 透明性の高い公正で合理的な行政運営

3 - 1 情報公開の推進

情報公開条例に伴う情報公開

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	情報公開の充実（市政情報コーナーの設置・拡充）	各種計画の開示、各種審議会・委員会報告、市民向け告知、市民向け情報・資料等の開示を行います。	ファイリングシステム導入により情報公開に対応できる文書管理（公文書目録）を整備している。	

広報紙、ホームページ等による積極的な情報公開

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	情報公開の推進	教育委員会ホームページの充実（教育委員会会議録・各種行事の公開等教育委員会事務局内の広報印刷物を原則ホームページに掲載します）	ホームページに学校教育施設計画検討委員会の内容を掲載。	

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
2	マルチメディアポータルサイト構築	ホームページでの情報発信を各課で直接発信できる仕組みに見直し、リアルタイムに情報発信できるシステムを構築します。	システムを構築。各課職員への研修を行い、全課で利用できる仕組みで運用している。	18年10月から実施

3 - 2 市民にわかりやすい行政の透明化 市民にわかりやすい目標の設定

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	パブリックコメント制度	市の基本的な政策等を策定しようとするときに、あらかじめ案を公表し、市民等から意見や情報、専門知識の提出を求め、これを考慮して意思決定を行います。	他自治体等を調査、検討して小城市パブリックコメント手法実施要綱を作成。	
2	許認可等の標準処理期間の設定	各申請に対する標準処理期間を明示していないものを把握し、未制定のものについて規定等を作ることで、行政の公平性、透明性を高めます。	条例改正に向け検討中。	

3 - 6 行政評価システムの導入 行政評価システムの導入

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	行政評価システムの導入	限られた経営資源を有効、効率的に利用するために事務事業の把握、優先による統廃合を行うため行政評価を行い、組織全体のマネジメントサイクルの確立を図ります。	4役・部長の行政経営、課長級の施策評価、係長級の事務事業評価と分けて研修を開催。（委託費1,950千円） 試行的に19年度新規事業、主要事業について評価表の1枚目を作成し、それを新年度予算主要事業説明書として活用した。	試行的に事務事業評価シート作成開始

4 財政の健全化に努め、効率的・効果的な財政運営

4 - 1 健全な財政運営の推進 自主財源の確保

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	市税の徴収率の向上	積極的な戸別訪問や納税相談などのきめ細かい対応・早期折衝並びに差押え等の滞納処分を行うことで徴収率の向上を図ります。	17年度徴収率88.38%を下回らないように積極的な戸別訪問等を試みたが、18年度徴収率は88.09%に留まった。今回の徴収率等を分析し、19年度の徴収体制の大幅な見直しが必要であると考え。	
2	保育料の収納率の向上	電話による督促、戸別訪問、面談による納付相談等を行い収納率の向上を図ります。	9月から個別訪問体制を5班から10班へ拡充し、電話督促、園へ出向いての保護者面談、窓口呼び出し等により納付相談を行う。公立の園長も保護者に納付相談を実施し、収納率の向上を図った。（97.39%）	収納率97.39%

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
3	小城市公共施設及び市報等への広告掲載	小城市の公共物等（施設、市報等）へ広告掲載を希望する市内業者を募集し、広告を掲載します。	「市報おぎ」広告掲載の要綱を制定。 19年4月号より広告掲載を行う。	19年4月から「市報おぎ」で企業広告掲載開始
4	自主財源の確保（遊休財産の売却）	市が所有する財産で、これまで立地条件や面積等様々な理由から、有効活用されることがない遊休地が存在しています。これらの遊休地を処分することにより、効率的な土地利用と自主財源の確保を図ります。	売却の準備段階として、普通財産について不動産鑑定士による土地の評価額調査を実施。 県道拡幅による代替地として4区画を売却。	売却額 48,176千円

市債の適正な活用

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	適切な事業の厳選と計画的な活用（合併特例債）	合併特例債については、財政状況を踏まえ、緊急性や必要性を勘案しながら、計画的な活用を図るとともに、起債の総額抑制の観点から活用のあり方を検討します。 また、既発債の償還計画と予算要求時での新発債の借入額を検討し、将来の健全財政の視点に立って有利な交付税が措置される合併特例債事業の選定など、適正な管理を実施します。	前年同様三日月小学校、小城中学校改築事業に活用。補助対象事業費から実施事業費へ起債対象が拡充されたため市債の有効活用を図った。	市債の適正活用額 553,966千円

受益者負担金のあり方

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	運動教室等の受益者負担の実施	現在無料で実施していますが、経費に見合った受益者負担を求めています。	参加者から負担金を徴収。（気功教室18人×500円、運動教室36人×2,000円）	負担金収入額 81千円
2	高齢者インフルエンザ予防接種受益者負担の見直し	現在1,000円の負担金を徴収していますが、近隣市の状況を見ながら、経費に見合った見直しを行います。	個人の負担金を1,000円から1,200円にした。18年度接種者は5,986人のため、200円アップの負担金分の経費節減ができた。	経費節減額 1,197千円
3	放課後児童クラブの保護者負担の実施	現在おやつ代のみ徴収していますが、保護者負担金は徴収していません。授業日、休業日の保護者負担金の金額等を協議し、見直しを行います。	18年7月1日から条例施行。（18年度夏季休業日のみ3,000円徴収・19年度4月から月額1,500円徴収）	負担金収入額 754千円
4	講座・講演会の参加料の徴収	各種講座・講演会の参加者から資料代をいただく。	4月より参加料の徴収を開始。（古文書講座、ふるさと学講座）	参加料 72千円

事務・事業の見直し

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	会計派出職員の見直し	派出事務の縮小・見直しを行います。	係（審査係・出納係）の統合。それに伴う人員の1名減。 12月末で、小城、三日月、芦刈庁舎の派出を廃止。	18年4月1日から実施
2	市立幼稚園施設の見直し	市内幼稚園のあり方に関する方針をまとめ、その運営を検討します。また、施設の改築に関する中・長期計画を作成します。	保護者に対するアンケートの実施。幼児教育及び幼稚園のあり方検討会を開催。	
3	育英資金貸付事業のさらなる健全化	市育英資金の健全運営（基金のみでの運営計画策定）及び滞納者への厳格なる対応（保証人への督促等）を行います。	滞納者カードを作成し、個別管理することにより戸別訪問内容などの記録をし、的確な把握ができるようにした。	繰出金 320千円削減
4	市民図書館事務処理の効率化等	市内全館の図書館システムの統一、構築及び牛津分室、芦刈分室の整備を行います。	18年4月1日より、全館同一の図書館システムが稼動し、広域にわたる図書館サービス業務を開始。	図書の予約や返却について、広域サービスの開始
5	効率的な市道管理台帳の策定	小城市の道路台帳・網図の一元化を行います。	旧町で分断されていた道路の路線統合を行い、台帳整理を行った。あわせて、道路台帳図面と道路網図を電算機で活用できることとしたため、地図情報と土地情報を複合的に活用できることとなった。	18年3月議会認定
6	障害者移送サービスの社会福祉協議会への委譲	障害者移送サービスの社会福祉協議会への移譲を行います。	18年10月から福祉有償運送事業の指定を受け運用を開始、それに併せ利用料金の見直しを行う。	
7	在宅高齢者住宅改良補助事業補助金の見直し	在宅高齢者住宅改良補助事業補助金を廃止します。	在宅高齢者住宅改良補助事業の実施状況と事業内容の検討。18年度より在宅高齢者住宅改良補助事業費補助金交付要綱及び事業廃止。	補助金 320千円削減
8	ストマ用装具助成事業見直し	ストマ用装具助成事業を廃止すると共に、オストメイト対応トイレの公共施設への整備を検討します。	ストマ用装具助成事業の実施状況と事業内容についての検討。18年度ストマ用装具助成事業の実施要綱及び事業廃止。施設を管理する課との協議。	扶助費 240千円削減
9	食生活推進協議会委託事業の見直し	地区に出向いての教室を見直し、今後、重要な事業となる食育事業へ移行します。材料費等を減らし委託費を縮小します。	回数、材料費等の見直しを行い委託料を減額。	委託料 360千円削減

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
10	地域ふれあい育児サークル支援事業の見直し	・児童センターも含め、育児サークルの内容を調整します。 ・児童センター（福祉課）分と健康増進課サークル分の報償費等の単価を統一します。 ・アイルとひまわりで実施している育児サークル運動会を合同で実施します。 ・親子料理では、受益者負担を徴収します。	実施要領に受益者負担についての追加を行い、参加者から負担金を徴収した。（300円×54人、100円×72人）また、17年度事業費1,761千円が18年度より1,464千円と297千円を減額した。	事業費 297千円削減、 参加費 23千円収入
11	ふれあい食体験事業の見直し	食育事業の1つとして、たのしいご飯教室を実施していますが、食生活改善推進協議会委託事業でも重複して実施していることから、事業の見直しを図ります。	18年度より食育事業は、食改協委託により実施されるため経費節減となった。	事業費 63千円削減
12	運動教室の実施内容見直し	運動教室4事業を2事業に整理し、内容を充実させ、様式等を統一した方法に見直します。	4事業を2事業とし内容を統一して簡略化できることを協議し、可能なものは統一し、事務時間を少なくした。	18年度2事業
13	福祉バス巡回事業の見直し	アイルと各町の保健福祉センター間の運行を試行します。	18年2月より引き続き運行を実施。 (小城・三日月方面：火・木曜日運行、1日3回、アイル ゆめりあ 桜楽館 アイル 芦刈方面：水・金曜日運行、1日2回、アイル ひまわり アイル)小城・三日月方面は利用者が多かったが、芦刈方面は、利用者がほとんどなかった。平成19年度からは、「小城市広域循環バス」に移行に伴い事業を廃止した。	
14	「戦没者慰霊祭」と「佐賀の乱慰霊祭」との統合	戦没者慰霊祭と佐賀の乱慰霊祭を合同で実施します。	佐賀の乱慰霊祭を含めた形で小城市戦没者追悼式を開催した。（18年4月25日）によって、本年度で改革済	事業費 16千円削減
15	小城市資源物収集事業	現在行っている資源物収集事業の収集方法、収集種類等の内容を変更（収集場所及び収集品目の増加）し、より多くの資源物を収集します。	旧3町で実施していた資源物収集を18年7月より市全体の各行政区ステーションで収集開始。ステーション施設整備補助金を44地区に支出した。品目は古紙、容器包装プラスチック、トレイ、ペットボトルに加え、廃食油を各庁舎で回収している	18年7月開始
16	児童センター各種講座・教室等の見直し	各種講座・教室の出席、申込状況や事業効果の調査を行い、内容を再編成します。また、利用者負担金の徴収も考慮しながら効果的な運営を行います。	センター事業費の経費について節減をした。	事業費 145千円削減

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
17	児童遊園の管理の見直しと地域への移管	遊具等活用状況等調査をおこない、地域との協議、また商工観光課との協議を行います。	管理移管について協議した結果下町については、近隣集落と下町区で協議する。下畑田については、児童も少なく遊具の修理費等は負担できないとのこと。危険器具については市で順次撤去していく。移管については、協議を継続していく。	
18	下水道事業経営の健全化	水洗化率を向上させ使用料金の増収を図ります。 経済的な施設の管理計画を策定し維持管理費の削減を図ります。 長期的な財政計画の基に、適正な使用料金の改定を行います。	合併に伴い使用料を統一し、7月から統一料金で賦課。本年度末供用開始を行う三日月処理区について、水洗化率の向上を図るため関係集落に対して地元説明会を実施。	使用料 10,462千円の増 進管
19	事務事業の見直し（公共施設用借地の見直し）	小城市公共施設用借地のあり方について見直しを図ります。	借地の評価をするために、不動産鑑定士により、土地の評価額調査を実施。	
20	レセプト点検業務の見直し（老人医療・国民年金）	レセプト点検を担当課で実施します。	18年度は個人委託で経費削減になった。	委託料 5,359千円削減
21	市主催及び市が補助金を支出しているイベントの見直し	現在行われているイベントを洗い出し、統合できるものは統合します。	各イベント経費縮小をした。	3,820千円削減
22	下水道事業経営の健全化	上水道の料金徴収と下水道使用料金徴収の一元化	水道事業者(西佐賀水道企業団、小城市水道)と西佐賀水道関係市町(小城市、久保田町、白石町)において上水道、下水道料金徴収一元化に向けた調査を行った。	

市単独補助金等の整理・合理化

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	社協への補助金及び社協職員の適正人員	社協職員の適正人員配置及び社協事業費補助の点検を行います。	近年の福祉に関する社会情勢が常に変化していることもあって、社協事務の精査に戸惑っている。よって、実施スケジュールを18年度までとしていたものを19年度までに延長する。職員の適正人員配置については、兼務職員等の対応で増員を見送った。	補助金 4,310千円削減
2	各種団体（遺族会・原爆被爆者協議会・保護司会）への補助	合併協議において、福祉部会と各団体との協議結果を当分の間は継続していきます。	遺族会・原爆被爆者協議会・保護司会について、旧町単位であったものを小城市としてそれぞれ統合。合併協議において、福祉部会と各団体との協議結果を当分の間は継続	補助金 90千円削減

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
3	土地改良区単独補助金等の整理・合理化	土地改良区職員数の適正化及び土地改良区の合併を推進します。	三日月北部、三日月東部、三日月南部の3土地改良区を合併し、三日月土地改良区となった。（3月30日県認可）	三日月3地区合併
4	漁業共済事業費補助金、漁船保険事業費補助金の廃止	補助期間を19年度までとし、20年度に廃止します。	芦刈漁業協同組合と廃止について協議。20年度から補助金廃止と決定した。19年4月1日から有明海地区の漁協合併に伴い、名称が変更となるため、補助金交付要綱の一部改正を行った。	20年度から廃止決定
5	小城市内商工会の統合	統合することにより、広域的な地域情報が得られ、また、事務所の維持管理費や人件費の削減が見込まれます。	19年4月1日に牛津町商工会と芦刈町商工会が合併し、牛津芦刈商工会として発足。また、目的外使用していた芦刈公民館は、事務所として使用しなくなった。	19年4月1日合併

民間委託の推進

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	給食業務（調理員・配送者・事務員）に従事する日々雇用及び嘱託職員の民間委託	給食従事者を人材派遣会社（保険有・福利厚生有・地元採用・定年まで勤務可）より派遣してもらう為の民間委託を推進します。雇用については、市内在住者で現在勤務している者で継続の意志がある者を優先的に採用していきます。	19年度からの実施に向けた民間委託による派遣の検討、業者ヒアリングの実施	19年度から民間委託開始
2	学校給食調理民間委託	現在牛津中学校のみが給食がなく、合併前からの懸案事項でしたが、18年度より現在三日月幼稚園が委託をしている業者へ委託（予定）し、給食を開始します。	4月12日より給食開始 弁当代一部補填等経費（予算8,790千円）	18年4月12日より給食開始
3	学校事務の共同事務化の促進	旧4町単位とする共同事務化できる事務について整理し、効率的に行えるシステムを構築します。事務補佐の臨時職員の配置について見直し、民間委託による経費の節約を推進します。	問題点の整理、19年度からの実施に向けた検討、業者ヒアリングの実施	19年度から民間委託開始
4	学校用務員8人・図書司書12人の民間委託（職員派遣化）	学校用務員・図書館司書の業務を見直し、それぞれの業務を明確化し、民間委託による派遣職員の登用を推進します。	19年度からの実施に向けた民間委託による派遣の検討、業者ヒアリングの実施	
5	幼稚園代替保育補助教諭等短時間の臨時職員の雇用見直し	民間派遣会社に委託し、登録制による職員の派遣を推進します。	民間委託による派遣の検討、業者ヒアリングの実施	

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
6	教育総務事務等の外部（民間）委託	特殊業務を除く、業務の外部（民間）委託を行います。	委託する職種の業務内容を検討し、19年度の予算化を図った。	
7	電算処理事務のアウトソーシングの推進	電算処理に伴う業務の中で一時的・定期的に発生する大量印刷や封入封緘作業など民間業者に委託するとともに地域産業の受注の機会を創出します。	17年度に引き続き、一時的・定期的に発生する大量印刷や封入封緘作業などアウトソーシングするとともに地域産業の受注の機会を創出した。	事業費 6,300千円削減
8	小城文化センターの管理委託	管理業務を嘱託職員から民間企業に変える	小城文化センターの管理業務を19年4月から民間委託にする。（内容の検討、募集、選考）	19年4月からNPO法人に委託開始
9	市体育協会の法人化	小城市体育協会の法人設立の支援	19年2月に財団法人小城市体育協会設立発起人会議で諸議案の検討を行い、法人設立許可申請書を佐賀県教育委員会に提出し、3月15日に法人設立許可を受け、19年度より財団法人小城市体育協会がスタートした。	19年4月 財団法人設立

公共工事におけるコスト構造の改革

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	入札制度改革	多様な入札・契約方式の導入による競争性・透明性の向上を図るとともに、不良、不適格業者の排除による建設工事の品質確保を図ります。	指名停止要綱の見直しを図った。	入札の透明性、適正化

4 - 2 P F I方式導入の検討

P F I方式導入の検討

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	P F I方式導入の検討	今後の公共施設等の整備に当たり、民間の持つ資金や創意工夫を生かす代表的な手法であるP F I手法を始め、民間活力を活用した様々な事業手法の積極的な導入により、市民の行政サービスの向上と効率的な行財政運営の実現を図ります。	18年10月24日（水）に、ふるさと財団P F IアドバイザーによるP F I基礎研修を実施。ガイドライン素案作成（担当課案）	

5 公共施設の適正配置と統合整備の計画的な推進

5 - 1 本庁方式への移行

本庁方式への移行

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	本庁方式への移行	市民の利便性の向上、事務の効率化のため、本庁舎の位置・建設方法を検討し、22年3月を目途に本庁方式に移行します。検討に当たっては、住民の利便性を第一に、財政状況等にも考慮します。	小城市本庁方式移行基本構想について意見を頂くため、市民を含む学識経験者で構成する小城市本庁方式移行検討懇話会を設置し、4回の会議を経て市長に提言書が提出された。その後、提言書を参考とした基本構想を策定し、3月定例議会で報告を行った。	基本構想の策定

5 - 2 公共施設の管理運営

公共施設の適正配置

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	施設老朽化に伴う市立保育所の統廃合・民営化について検討	先進地視察等を行い、先進事例を参考に庁舎内検討委員会を立ち上げ検討、研究を行います。	小城市公立保育園のあり方に関する庁内検討委員会を開催。	
2	公共施設の適正配置	効率的、効果的な施設の設置及び管理運営を図るため、公共施設の利用実態を十分検討し、利用圏や配置バランスを踏まえた上で、その必要性や役割が薄れている施設については、複合化、統合、廃止による施設の合理化を進めていき適正配置を行います。	各庁舎の活用状況調査の結果、空きスペースは少なく、有効に活用されている。今後、効率的・効果的な管理運営を図る。	

指定管理者制度等の導入

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	指定管理者制度の活用（市民図書館）	指定管理者制度の活用を図ります。	指定管理者制度の導入に向け、研修会等に参加し検討を重ね図書館協議会でも審議したが、小城市民図書館の状況から導入はなじまないため、当分の間直営で管理する。	
2	民間委託の推進（指定管理者制度の活用）	公共の施設に係る指定管理者制度の導入を図り、委託先や契約方法の見直し等、必要に応じて取り組んでいきます。	18年4月から4施設について、指定管理者制度の導入・協定の締結。	小城保健福祉センター、芦刈保健福祉センター、勤労者福祉会館、三日月いきがいデイサービスセンター
3	指定管理者制度の活用（保健福祉センター）	小城・芦刈の保健福祉センターは、18年4月より指定管理者制度に移行します。また、三日月・牛津の保健福祉センターについても、20年度には指定管理者制度を活用します。	18年度4月1日に小城・芦刈保健福祉センターを小城市社会福祉協議会を指定管理者とし、協定書を取り交わした。	18年4月1日から実施 2,961千円削減
4	社会体育施設、社会教育施設等の管理について	社会体育施設、社会教育施設等の管理の業務委託について調査、検討します。	社会体育施設においては、体育協会の法人化にあわせた管理業務委託、指定管理者制度の導入に向けた検討を行った。また、小城公民館3支館について、管理人制度を廃止し、機械警備とするよう検討及び協議を行った。	18年11月から三里支館、19年4月から岩松支館と晴田支館の管理人制度を廃止。 302千円削減
5	指定管理者制度の活用（公園）	指定管理者制度導入又は民間委託により、一括管理を行い事務の軽減を図ります。	民間委託による一括管理調査（ヒアリング等）検討を行った。	

使用料の適正化

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	公共施設の使用料の検討	安定したサービスを提供するため、施設の利用者も含め市民が適正に負担し分かち合いながら施設を長く大切に使用する観点から、使用料のあり方を「受益者負担の原則」「共通的な使用料算定ルールの確立」「減免規定の見直し」を3本柱として見直し検討を進めます。	各施設において、使用料の見直し及び条例改正を実施。	各公民館、体育館、保健福祉センターの使用料改正
2	利用料の検討（保健福祉センター）	現在利用料は旧町の利用料で行っているため、4施設とも利用料が違います。それぞれの施設の実態に見合った利用料の見直しを行います。	規則等の改正を行い、18年12月議会に提出。19年度より使用料を統一した。	19年4月から実施
3	利用料の検討（教育委員会）	旧4町の公共施設使用料を統一することにより、受益者負担の適正化と施設利用の活性化を図ります。	規則等の改正を行い、18年12月議会に提出。19年度より使用料を統一した。	19年4月から実施
4	ふれあい農園（旧小城町）とあおぞら農園（旧三日月町）の使用料を調整	双方の1区画の面積や環境が異なるが、あおぞら農園の使用料を19年度から調整します。	・あおぞら農園所有者と19年度以降の土地の借上げ料の引下げ交渉成立（年間借上げ料22万円を20万円に減額） ・あおぞら農園利用者へ平成19年度以降の農園利用料の引き上げ通知送付（年間利用料 7万円が15万円に増額） ・19年度よりあおぞら農園の土地の借上げ料の引き下げ及び使用料の引き上げを予定していましたが、幹線水路整備に伴う用地買収により、19年9月末で閉園のため、借上げ料は引き下げて使用料は半年のためそのまま変更していない。新たに農園を開園する時に土地の借上げ料・使用料について協議を行う。	19年4月から実施

5 - 3 支所機能のあり方について

現有公共施設の活用

NO	実施項目	実施内容	取り組み状況	18年度成果
1	本庁方式移行後の既存庁舎の取扱いの検討	本庁方式移行後は（庁舎としては）不要となる既存の庁舎について、財政的な視点も含めて検討します。本庁方式移行と密接な関係があることから、本庁方式移行と併せて検討します。	基本構想では、現在の4つの庁舎の現状の分析を行ったほか、現庁舎の取扱いの検討として、「現庁舎利活用の視点」、「既存施設利活用方策」、「その他の利用方法」及び「廃止」等について整理した。今後、検討する新しい庁舎体制の中で具体的な取扱いを検討する。	